⑵　市町村が定める一般廃棄物処理計画の記載事項に、非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加する。（第六条第二項第六号関係）

⑶　市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者等）が、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者等）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者等が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。（第六条の二関係）

⑷　非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うため、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとする。（第九条の三の三関係）

⑸　都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。（第九条の三の四関係）

⑹　国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、当該事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社その他の機関に委託することができるものとする。（第二十三条の二の二関係）

第２　資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

認定自主回収・再資源化事業者及びその委託を受けた者は、第１の１⑶ロの許可を受けないで、使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生及び当該再生のために行う保管を業として実施することができるものとする。（第五十七条関係）

第３　使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正

解体業者又は破砕業者は、第１の１⑶ロの許可を受けないで、使用済自動車若しくは解体自動車の解体又は解体自動車の破砕により回収した有用なものの再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生及び当該再生のために行う保管を業として実施することができるものとする。（第百二十二条関係）

第４　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の一部改正

認定事業者及びその委託を受けた者は、第１の１⑶ロの許可を受けないで、認定計画における再資源化事業の対象とする使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生及び当該再生のために行う保管を業として実施することができるものとする。（第十三条関係）

第５　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の一部改正

１　認定自主回収・再資源化事業者及びその委託を受けた者は、第１の１⑶ロの許可を受けないで、自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生及び当該再生のために行う保管を業として実施することができるものとする。（第四十一条関係）

２　認定再資源化事業者及びその委託を受けた者は、第１の１⑶ロの許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生及び当該再生のために行う保管を業として実施することができるものとする。（第五十条、第五十一条関係）

第６　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部改正

１　認定高度再資源化事業者及びその委託を受けた者は、第１の１⑶ロの許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生及び当該再生のために行う保管を業として実施することができるものとする。（第十三条関係）

２　認定高度分離・回収事業者は、第１の１⑶ロの許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生及び当該再生のために行う保管を業として実施することができるものとする。（第十八条関係）

第７　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正

１　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の目的として「非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施」等を追加する。（第一条関係）

２　政府は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が非常災害廃棄物処理に係る事業及びこれに附帯する事業を営む間、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。（第四条関係）

３　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業として次の⑴及び⑵を追加する。（第七条関係）

⑴　市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。

⑵　国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。

第８　附則

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置等を定める。

３　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第七条関係）

４　その他所要の改正を行う。

◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（法律第四十四号）（環境省）

第１　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正

１　目的規定の改正

「我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあること」を削る。（第一条関係）

２　定義規定の改正

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を新たに設ける等、この法律において用いられる用語の定義を改正する。（第二条関係）

３　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等

⑴　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者は、氏名及び住所、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有及び使用の状況、使用の場所、使用の終了の見込み等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。（第八条関係）

⑵　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者は、届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、政令で定める基準に従い管理しなければならないものとする。（第九条関係）

⑶　電気事業法第二条第一項第十八号に定める電気工作物であって政令で定める低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の適用については、電気事業法の定めるところによるものとする。（第十一条関係）